



事務連絡
令和4年3月9日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき緊急避妊薬の調剤が
対応可能な薬剤師及び薬局に関する留意事項について

緊急避妊に係る診療の提供体制の整備に関して、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（令和4年1月28日付け医政発0128第2号別紙）に基づき薬局において薬剤師が調剤を行う場合は、「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を踏まえた緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する薬剤師の研修について（依頼）」（令和2年1月17日付け薬生総発0117第7号）に基づき実施された研修を受講した薬剤師に対応いただいているところです。

今般、当該対応に当たっての留意事項等について下記のとおり改めて示しますので、貴管下の薬局、関係団体等に対し周知をお願いします。

記

1. 薬局での対応について

- 緊急避妊薬の備蓄、プライバシーへの十分な配慮、緊急避妊薬を服用するための飲料水の確保に対応できる体制を整備すること。
- 緊急避妊薬の調剤が重なったこと等により一時的に備蓄がなくなった場合は、速やかに卸に発注するなど在庫の補充を行うとともに、その間にあった緊急避妊薬の調剤の求めに対しては近隣の薬局と連携して対応するなど適切に対応すること。
- 地域の産婦人科医やワンストップ支援センターの連絡先を把握し、必要に応じて患者に紹介を行うこと。

- 患者への説明を行う際には、厚生労働省ホームページに掲載している情報提供書等を活用すること。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kinnkyuuhininyaku.html>

2. 名簿の取扱いについて

- 「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧の公表について」（令和2年4月2日付け薬生総発0402第2号。以下「一覧公表通知」という。）に基づき厚生労働省のホームページにおいて公表している薬剤師等の一覧の情報については、オンライン診療を行う医師および緊急避妊薬の処方・調剤を求める患者が、対応可能な薬局を予め確認することが想定されるため、薬局の対応状況と一致させる必要があることから、研修修了者の異動・退職等により、薬剤師等の一覧に掲載されている情報に変更が生じている場合には、一覧公表通知別添2の様式を用いて、研修を受講した都道府県薬剤師会に速やかにその旨を届け出ること。

- 研修修了者が在籍していない、緊急避妊薬を備蓄していないなどの場合においては薬剤師等の一覧から削除する必要があるため、一覧公表通知別添2の様式を用いて、研修を受講した都道府県薬剤師会に速やかにその旨を届け出ること。その際、別添2【変更内容】の「変更後」の欄に「一覧から削除」と記載すること。

(以上)